

## 第 17 回久留倍官衙遺跡整備検討委員会 会議録要旨

1 日時 平成 30 年 11 月 6 日 (火) 午後 2 時 40 分から 5 時

2 場所 大矢知町 くるべ古代歴史館

3 出席者 (順不同・敬称略)

### 【委員】

山中 章 (委員長)、黒崎 直 (副委員長)、箱崎 和久、伊藤 久嗣、中森 ゆき子、古市 立美

### 【アドバイザー】

三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課 新名 強 (主幹)、小原 雄也 (主任)

### 【事務局】

四日市市教育委員会 社会教育課 川尻 秀納 (課長)、葛山 拓也 (課長補佐)、清水 政宏  
石毛 彩子、山根 良公、川崎 志乃、渡部 敦寛

4 傍聴者 なし

5 会議録 (要旨)

### 【1 視察】

略

### 【2 開会】

事務局： ただいまより、第 17 回久留倍官衙遺跡整備検討委員会を始めます。本日は、G 委員と H 委員が欠席です。おふた方には、事前に説明をうかがい、ご意見をいただいておりますので、後ほど紹介させていただきます。では、課長の川尻よりあいさつさせていただきます。

事務局： みなさま、こんにちは。今日はご出席いただきありがとうございます。八脚門も見させていただいて、ありがとうございました。くるべ古代歴史館は、3 月 25 日にオープンして、4,900 人ほどの方に来館していただいております。今年度の来館者数の目標を 5,500 人としておりますので、人数としては、順調に来館していただいている状況です。オープン当初と夏にたくさん来ていただきました。イベントもたくさんしてきました、今後も企画してくるべ古代歴史館を盛り上げていきたいと思っております。また、平成 32 年度には、くるべ古代歴史公園もオープンしますので、みなさんに知っていただけるように情報発信していきたいと思っております。くるべ古代歴史公園を含む久留倍官衙遺跡の整備についてご意見いただきたいと思っております。

事務局： それでは、委員長よろしくお願ひします。

### 【3 報告事項】

委員長： それでは、第 17 回久留倍官衙遺跡整備検討委員会を始めます。早速、報告事項「くるべ古代歴史館について」よろしくお願ひします。

(1) くるべ古代歴史館について

事務局： では、「くるべ古代歴史館について」。資料2をご覧ください。

(資料の説明：資料2 参照)

事務局： G委員より、ご意見を賜っていますので、先に紹介します。「勾玉は石材名を書いてはどうか。滑石、人工琥珀などあるので、自分が持っていない石材のものなら、何度も勾玉作りに来てくれるかもしれない」「(サツマイモは古代にはないので) 火起こし体験で、栗を焼いてはどうか」という意見を賜っています。

A委員： 実際は、滑石？ 蠟石？

事務局： 蠟石です。

B委員： 教職員研修では、参加者から何か意見はありましたか。

事務局： 教職員研修は、初任者向けと一般向けの研修を行っていきまして、どちらの参加者にも概ね満足いただいております。初任者向けの研修では、四日市市以外の出身の先生方もいらっしゃるもので、「久留倍官衙遺跡を初めて知った」という感想をいただいております。また、一般向けの先生方は、歴史に興味のある方が多いので、専門的なことについては講師の渡部さんに答えていただきました。

B委員： 小学校の先生対象？ 中学校の先生対象？

事務局： 小学校の先生も、中学校の先生も対象になっています。

B委員： 社会科の先生が多い？

事務局： 一般向けの研修は、社会科の先生が多かったです。

B委員： 来年度は、今年度受けなかった方が来られる？ 毎年、新しい先生方に順番に受けてもらってPRしていくということですかね。

事務局： 特別そうした決まりはありませんが、今年度は、初任者の方を対象にした研修でしたが、来年度は、初任者の方に加えて、教職1年目から5年目までの先生方と講師の先生方にも受講してもらえるようにしたいと考えています。そうすることで、たくさんの方々に久留倍を知っていただけると考えています。

事務局： 夏休みに先生向けの研修がいくつかありまして、その中に本研修も入れさせてもらっています。先生方は、ご自身の興味にあったものを選んで、手を挙げて参加しています。本研修は、くるべ古代歴史館ができる前からしていきまして、年々増えています。アンケートを見せてもらうと、「四日市市で先生をしていても、あまり久留倍を知らなかった」という方もいて、「授業で久留倍を活用していきたい」との意見もいただいている、そのような形で子どもたちに還元してもらっています。

A委員： 参加者はどれぐらいですか。

事務局： 初任者向けは11名、一般向けは14名と記憶しています。

A委員： 斎宮では、このような取り組みはしているんですか。

C委員： 要望があれば、学校への研修や説明は行っていますが、毎年の研修はしていません。

D委員： 古い話ですが、バスガイドの方の研修を行ったことがあります。勉強になったと、たいへん喜ばれました。同じように、四日市市や北勢でもバス会社とタイアップすると、修学旅行の時などに役立つと思います。

事務局： ありがとうございます。バス会社の方が参加する会議もありますので、また声をかけてみたいと思います。

A委員： 入館者数は、イベントの参加者も含むの？ 別なの？

事務局： 含みます。

事務局： くるべ古代歴史館でのイベントのみ含んでおります。例えば、あさけプラザでのイベントの参加者は含んでいません。

D委員： ボランティアの方も努力されてみえると思います。その中には、清掃とか除草とかの仕事もされてみえるようですが、保険についてはどうなっていますか。

事務局： 市民総合活動保険で対応するようになっています。

事務局： ボランティア養成講座も開催して、解説の仕事もしていただいています。

E委員： 来館者は、個人で来られているのか、遠足などで集中的に来られているのか、その辺どうですか。

事務局： 団体の方も多数みえまして、多い団体だと 50 名くらいです。他は、10 名 20 名の方々が随時来られます。加えて、夏休みなどを利用して、市民の方がみえています。

事務局： 公園がまだ整備されていけませんので、遠足ではまだ来ていません。大人の団体が多いです。

事務局： 子どもの団体ですと、近くの大矢知興譲小学校の 6 年生や朝明中学校の 1 年生が、授業の一環として利用してもらっています。

E委員： 研修やたくさんイベントに取り組んでいただいているようで、感心しました。息切れしないように。来年度以降、ネタもつきないように上手に運営して行ってほしいと思います。

B委員： 蹴鞠会も、今年のワールドカップにちなんで、とてもいい企画だと思います。

A委員： どれくらいの範囲で宣伝しているんですか。

事務局： くるべ古代歴史館とつながりのある施設に、チラシ等を配架してもらっています。あわせて、広報や地区だよりへの掲載・回覧をお願いしています。

事務局： ホームページにも掲載しています。

A委員： 「聖武天皇の東国行幸ゆかりの地」の企画に関連してですが、今年夏の甲子園で白山高校が出場しました。白山高校の近くを分布調査したことがあったので、河口頓宮がすぐに思いついたのですが、全く取り上げられていないので、残念に思いました。全国区で有名になったから、白山高校の話題を利用してもよいのでは。白山高校の生徒さんたちを企画展に呼んでくるとか、逆にこちら側から話をしに行ってもよいのではないのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。いろんな機会を捉えて、情報発信していきたいと思います。

## (2) 史跡整備事業について

事務局： 史跡整備事業について報告させていただきます。(資料 1 参照)

※資料 3-2~8 は設計中のため非公開とする

資料 3-1：平成 30 年度久留倍官衙遺跡整備工事について

資料 3-2、3-3：屋外トイレについて

子ども用便座、身障者用駐車場・スロープを設置

資料 3-4~3-8：案内標識設置について

国土交通省から、国道には案内標識を設置できない旨伝えられた。

避難所の案内標識でさえ、認められなかった例も聞いている。

なので、県道・市道に案内標識を設置する。

資料 3-9：平成 31 年度久留倍官衙遺跡整備工事について

(G 委員より)

八脚門が完成したら、市長や議員に開門式をしてはどうか。  
大矢知駅からの徒歩を想定した案内標識を設置してはどうか。  
近鉄富田駅・大矢知駅・JR 富田駅に観光案内板を設置してはどうか。  
案内標識に番号をつけてはどうか。  
植栽に萬葉歌を入れてはどうか。

A委員： 国道に案内標識を設置してはいけないのはどうしてですか。

事務局： 災害時などに倒れたりすると対応できないという理由で、その大きさに関わらずだめということでした。

事務局： 全国的に、国土交通省は、国道に対してそのような対応をとっているようです。

F委員： 近鉄富田駅構内に久留倍官衙遺跡だけの案内板は設置できないだろうか。運営委員会としては断られたので、市で何とかならないか。四日市高校のフェンス沿いでもいい。

事務局： 駅構内は市でも難しいですね。

D委員： 北勢バイパスから下りるところが分かりにくいですね。案内板を設置してほしいですね。

事務局： 北勢バイパスは、国道なので難しいですね。

F委員： 地元をよく知る方でも、久留倍官衙遺跡への行き方がわからない。久留倍官衙周辺の案内図を用意している状況。なので、より多く、より大きい案内板を設置する必要がある。大きく目立つものを用意しないと意味がない。車で来る方は小さい案内板だと見逃してしまう。できれば、番号がついていて、その番号どおりに行けば着けるのが一番いい。

事務局： できるだけ、来館していただきやすいように考えたいと思います。

A委員： ナビはどうかの？

事務局： ナビは、裏の道を案内して、ダイレクトに歴史館を案内しません。

A委員： 最近では、みんなナビを利用しますからね。

E委員： 歩行者用の案内標識はどうなっていますか。

事務局： 予算の関係上、手続きの難易度上、車両を優先に案内標識設置から進めています。

B委員： 案内板にルビをふってもらいたいね。

E委員： くるべ古代歴史館と久留倍官衙遺跡の両方が案内板に入るといいね。

F委員： 「久留倍官衙遺跡」は読めない人が多いだろうね。「くるべ」とひらがなの方がいいかもね。わかりやすい表現でない。一般の方の目線で考えないと。

事務局： 整備されたら、ゆくゆくは「くるべ古代歴史公園」という名称になるので、それでもいいかもしれませんね。

委員長： では、協議事項に入ります。説明を事務局にお願いします。

#### 【4 協議事項】

##### (1) 正殿説明板の図面確認

事務局： 正殿説明板の図面確認の説明をします。(資料4参照)

正殿説明板設置は了承されていましたが、図面の提示はまだでしたので、今回提示させていただきます。最初に、同じ視点で作成したつもりでしたが、少しずれていますので、イメージとしてご覧ください。左が現在の様子で、右が復元図として2つ載せる案を示します。この件についても、G委員とH委員からご意見をいただいていますので紹介します。

(H委員)

- ・現在の建物と復元の違いをパンフレットで説明してはどうか。
- ・久留倍官衙遺跡の門だけでなく、平城京などいろんなところの復元された門や図面を歴史館に展示してはどうか。

(G委員)

- ・文章校正について、「現在の~~建っている~~建物は、発掘調査で見つかった正殿跡の柱位置に~~を踏襲し~~、現代の~~素材~~材料と工法によって、正殿の位置と大きさを表したものです。」図面キャプション「側面から見た現在の~~建っている~~建物（左）と発掘調査成果にもとづく復元図（右）の比較」にしてはどうか。
- ・「庁屋」は、「ちょうや」か「ちょうおく」か。

E委員： 「庁屋」は、常に漢字で書いてあるので、読み方ははっきりしない。

事務局： 社会教育課で調べてみます。文章の構成や図面についてはどうですか。

E委員： 説明板はどこに設置するんですか。

事務局： 正面右手、北東角に設置したいと思っています。

E委員： この図面は、正確には側面ではなく、内部からの図面だね。

事務局： では、“側面”の表記はなしで。“建っている”はどうですか。「建っている建物」は表現としてどうかというご指摘がありました。

E委員： “現在建っている”。“現在”と書かれると昔もあったのかと思う。

B委員： “この建物”でいいんじゃないかな。そこにある訳だし。

事務局： では、「この建物」で。

B委員： 「踏襲」という言葉は難しくないかな。それより、正殿が「政庁でもっとも重要な建物です」と言っておきながら、「その広場では…」と話が変わっている。正殿は何なのかがはっきりしない。

事務局： 正殿と一体で広場が使われていると認識しています。

B委員： であれば、「長官が座り…」などの言葉を入れないと、建物が何なのかよくわからない。

事務局： 正殿が何に使われていたのか、はっきりとした資料がないです。

事務局： 「重要な」と言っているのは、なぜか。

事務局： 政庁の正殿は、重要だろうという認識です。

E委員： 「中心的な…」とか。

事務局： 「正殿や前の広場では…」はどうでしょう。正殿と広場はセットですから。儀式は、当時重要な政治行為ですから。

F委員： 正殿だけで何かに使われていたことはないんですか。

事務局： 資料がないので、わかりません。

事務局： それでは、「正殿は、政庁の中心的な建物です。正殿や前の広場では…」でいいですか。

E委員： 庁官を筆頭にして、ヒエラルキーがあるから、長官は出しておきたいな。

事務局： 「正殿は、政庁の中心的な建物です。正殿や前の広場では、役人などが集まって儀式や宴といたまつりごとが行われました。」二段落目は、「この建物は、発掘調査で見つかった正殿跡の柱位置に、現代の材料と工法によって、正殿の位置と大きさを表したものです。」

E委員： 位置は、「柱位置に」建ってるって書いてあるから、位置はわかるんじゃないかな。

事務局： では、二段落目は「この建物は、発掘調査で見つかった正殿跡の柱位置に、現代の材料と工法によって、正殿の大きさを表したものです。」でいいでしょうか。

E委員： すっきりしたね。

事務局： 「庁屋」のルビは、こちらで調べさせていただきます。

## (2) 保存活用計画（案）の内容について

事務局： では、続いて、保存活用計画（案）の内容について。資料5を見てください。

史跡久留倍官衙遺跡保存活用計画は、平成18年に策定した基本計画と平成23年に策定した基本設計を基に進めているところです。来年度には、整備が終了するというので、保存活用計画を作成するにあたり、これまでの計画を見直していきたいと思います。本来であれば、保存活用計画の項目案から検討していただくところですが、文化財保護法が改訂されるに伴って、来年度活用に力を入れていくことが示されています。どのような影響か考えられるかわかりませんので、項目案については検討していただいても変更する可能性があります。ですので、計画としてこうした項目をあげさせてもらいました。史跡整備についても検討していただいて、遺跡の価値についても協議願います。久留倍官衙遺跡に関わる太線で囲んだところを協議いただきたいと思います。資料5-2に具体的に整理させていただきました。本質的価値については、G委員とH委員のご意見を付け加えて15項目で構成されています。（資料5-2）

（G委員から）

本質的価値

- ・「~~⑦律令制以降東海道として機能する~~および郡衙を結ぶ伝路など重要な交通路が通る地域に存在しており、官衙の交通機能やその実態について考察することができる。」
- ・1項目追加 価値の内容 朝明郡という郡名の由来が立地から推定できる  
構成要素 伊勢の海が望める東向きの丘陵に立地

副次的な歴史的価値

- ・①「旧石器・縄文・弥生・古墳などから官衙直前までの遺構・遺物」
- ・②「官衙廃絶後も、有力者の活動拠点が遺跡内あるいはその近辺南東に隣接する大矢知山畑遺跡にあり、郡内支配にかかわった人物が引き続き居住していた可能性が考えられる。」

（H委員から）

本質的価値

- ・1項目追加 価値の内容 陸上交通だけでなく水上交通への地方官衙の関わりについても考えることができる。  
構成要素 伊勢の海や朝明川の河川交通など水運が利用できる場所に立地。  
郡領氏族と考えられる船木氏は、造船との関わりが深い。

以上のように、本質的価値と副次的な価値を整理させていただきました。他にあれば教えてください。

A委員： 近世と現代を入れるのであれば、中世のお寺環境の資料に出てくる高田本山の真慧上人を入れるべきではないですか。

事務局： 入れさせていただきます。

E委員： 本質的価値の構成要素のところですが、価値の内容と必ずしも1対1になるとは限らない。④は⑥の各建物遺構や尺にのっとった建物配置も関連してくる。構成要素から価値をまとめる場合もあるし、価値から構成要素をまとめる場合もある。

事務局： 両方のパターンを参考にさせていただきましたが、できるだけ価値を詳細にしようと考えると、このような形にしました。

B委員： 史跡整備の手引きの活用を作ったときは、まだ活用がそれほど言われてなかったが、こうしたまとめ方にしなければいけないのですか。本質的価値を阻害しているものについてもあげるように書いていませんでしたか。北勢バイパスが通っていることによって、どんな阻害がされているのかというようなことも書くことになっていたような覚えがある。

事務局： 確認してみます。

B委員： 副次的な歴史的価値のところ、地理・地形等から知ることのできる歴史的な価値と書いてあるが、本質的価値には含まれないと思う。壬申の乱との関わりもそんなにはっきり言えるのか。それが何の本質的価値なのか。なので、遺跡や遺構・遺物の具体的な物から書いていく必要がある。周辺を囲む地形や歴史は、副次的な価値としては言えると思う。

事務局： 参考にしたものでもいろいろな書き方があって迷っています。

B委員： 三重県内ではこのような書き方をしているんですか。

C委員： 史跡によって差はありますが、本質的価値のところでは、指定の時の要件に基づいているし、そうあるべきだと思います。

事務局： 指定要件でいくと、東国行幸は書かれていませんでしたが、壬申の乱は入っています。

C委員： そこまではっきり言えるのかどうかですね。精査する必要がありますね。

B委員： 保存管理計画は作ってあるんですか。

事務局： そうした名称のものはないんですが、内容としては基本計画・基本設計に入れてあります。

B委員： そこに、本質的価値・副次的な歴史的価値も書かれているんですか。

事務局： 資料5-1の「過去の計画の記述が流用できる場合の引用元」が空欄になっているところは、記述がありません。ですので、本質的にかかわる記述はあります。ですが、不十分と思われる。

B委員： それは資料5-2のような書き方をしているんですか。

事務局： このような書き方ではありません。

B委員： 正殿や脇殿といったものが、歴史的にどのような価値をもっているか、本質的価値を構成しているかという評価はされているんですか。

事務局： していません。

B委員： この書き方はどうなんだろうね。

事務局： 参考にしているものによって書き方が違うので、検討して形にしていきたいと思っています。

B委員： “北勢バイパスによって、海が見えなくなった”など、マイナスの要因も書いてもいいと思う。

C委員： “この遺構が本質的価値”という書き方が多い。例えば、お城だと、森林計画は副次的な構成要素で、敷地内にある図書館は本来あるべきものではないので、将来的に移転しますという書き方をする。北勢バイパスは、本来遺跡にあるものではないが阻害する要素があるけど移転できない、という書き方ならできる。久留倍は敷地のすべてを買い取っているので、阻害する要素は少ないと思います。道路によって、歴史館との隔たりがあるというぐらいの書き方になると思います。

A委員： 久留倍の本質的価値は、遺構と遺物なのでそこをしっかりと書く必要がある。

事務局： 県と書き方について相談したいと思います。整備が終わるころには、保存活用計画も仕上げ

ておくことを目標にしたい。

B委員： 普通は、保存活用計画を作ってから整備するんですけどね。

事務局： 基本計画が、保存活用計画を担っている部分がありますが、十分ではないところがあるので、補っていきたいと考えています。

A委員： 先日文化庁の方が、文化財保護法が改定になって、保存活用計画が法的根拠を持つようになるらしいです。裁判でも保存活用計画に書かれているとすることができるらしいです。なので、保存活用計画をしっかりと作成しておくことでいろんなことを推進できるようになる。

事務局： 法的計画は、どのように作ったら法的計画として扱われるんですか。

A委員： こうした委員会場で策定されれば、法的根拠として扱われるようです。

C委員： 文化財保護法が改定される中に、保存活用計画が明記されると聞いています。

A委員： 勝手に作った計画ではないですよということですよ。

C委員： 逆に言うと、計画されたことは実行してくださいねということにもなります。これまでは、提出するだけだったが、これからは文化庁の承認を受けることになります。

D委員： 承認を受けるということは、これまで保存に対して国は補助金を出してきたが、活用に関しても補助金を出すことになるんですか。

C委員： 保存活用計画に書き込まれたことが算定根拠になって、特別交付税の中で受けることができます。久留倍は急な公有地化をして整備しなければいけなかったのに、保存活用計画策定が後になってしまいました。これからの維持管理と活用を定めていかなければいけません。

B委員： 保存活用計画を作るなら、このメンバーでいいのかと少し疑問に思う。都市計画課などが入って、今後を考えなければいけないのではないかと思う。なので、教育委員会だけで考えているのでいいのか。

C委員： ここで保存活用計画を決めるつもりはないと思うんです。それを前提とした意見を伺うというくらいだと思います。

事務局： そうですね。保存活用計画をどう進めるかは県と相談したいと思います。ただ、価値については先生方の意見を聞きたいと思いました。

事務局： 基本計画では他の課の意見も入れて作っています。保存活用計画として足りない部分は足して、基本計画を修正する形で作りたと思っています。

A委員： 久留倍だけで活用を考えるのではなく、周りにある東海道や水上交通を含めて保存活用の構想を立てないといけない。そうすると、久留倍だけではできないので、市と県でつめてもらう必要がある。

C委員： 地域計画を四日市市として定められる可能性もあるので、すぐに保存活用計画に移行するわけではないので、総合的には地域計画も含めて考えていく必要があると思います。

委員長： それでは、その他。何か連絡等がありますか。

## 【5 その他】

事務局： 整備が来年度も続きますので、先生方の任期を来年度まで延長をお願いします。あと、G委員から意見を賜っています。

- ・歴史館のパンフは、外国語のものも作ってはどうか。
- ・歴史館でアンケートをしてほしい。

D委員： アンケートを市民の声として、ホームページなどで表に出していくといい。保存活用を地域

です場合は、地域づくりしかないと思う。市の長期計画に文化財を入れる根拠になる。文化財保護法改正に伴って、市の計画の中に文化財を位置づけていくことができる。今やるべきことだと思う。県は文化庁がしようとしていることを、きちんと市町村に伝えていくことが重要と考えます。ひとつの史跡で活用を考えるのではなく、市全体として考えていく時代に来たと思う。

E委員： 来年度整備が終わって、その次にどうするかを考えなければいけない。なので、新しい委員会を立ち上げて、年に一度でも活用としてのアドバイスをもらうことも重要だと思う。

事務局： ありがとうございます。博物館には博物館の、図書館には図書館の協議会がありますので、久留倍もまた考えたいと思います。どのような先生方が適切かまた教えてください。

A委員： 久留倍だけでなく、東海道でつながった遺跡群だから、県が主体的になって取り組んでほしいと思う。大宰府は、まとまった遺跡群として福岡県が主体的に行っている。

## 【6 閉会】

委員長： いろんな課題はでしたが、これで第 17 回久留倍官衙遺跡整備検討委員会を終わりたいと思います。